

神戸市公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します

令和6年2月26日

神戸市長 久元 喜造

落札又は随意契約に係る 特定役務の名称及び数量	基幹系職員認証基盤システム（要件定義・設計）業務
契約に関する事務を担当する 部局の名称及び所在地	企画調整局デジタル戦略部 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
落札又は随意契約の 相手方を決定した日	令和5年12月18日
落札又は随意契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社 日立製作所 神戸支店 支店長 江崎 秀治 神戸市中央区雲井通7丁目1番1号
落札金額又は随意契約に係る 契約金額	61,820,000円
契約の相手方を決定した手続	次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
随意契約による理由	既に契約をした特定役務（以下「既締結特定役務」という。）につき、既締結特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既締結特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既締結特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。